

農林水産物条件不利性解消事業

(北部・離島地域振興対策)

北部・離島市町村の手引き

留意事項

- この手引きは、『農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第19条』に基づき、交付の申請から決定、及び補助金の支払いまでの交付手続の適正化を図り、円滑な事務の執行を行うため作成した資料であります。
- 交付申請をしようする者、交付決定を受けた者いずれも、この手引きが、『要綱及び北部・離島地域振興対策実施要領』に基づく内容であり、これを遵守する必要があることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。
- この手引きに記載がない事項についても、『要綱の定め』により知事は必要な助言、指示、指導、立ち入り検査等を行うことができることをご了解の上、この事業に参加したものとみなします。

沖縄県農林水産部

流通加工推進課

目次

本事業の目的と基本的な方向性について	1
本事業の目的と基本的な方向性について(概念図)	2
北部・離島地域振興対策分に関する要点整理(概要その1～その3)	3
1. 市町村の交付申請手続について(市町村→県)	7
1.1 地域振興計画の作成について	
1.2 地域振興計画・生産振興計画・指定物流事業者の選定に関する執行プロセス	
○記入例__交付申請書一式	
○参照例__(生産振興登録申請)	
2. 事業遂行状況を期日までに、県に正しく報告する	17
○記入例__遂行状況報告書一式(交付申請書、事業計画書)	
○参照例__遂行状況報告(指定物流事業者、生産振興計画登録事業者)	
3. 事業の完了を期日までに、県に正しく報告する	28
○記入例__実績報告書一式	
4. 後年度に再確定の処理を報告する	35
5. 市町村の特例手続等について	36
5.1 要領第4の「指定流通事業者」に関する特例手続	
○記入例__交付申請、事業遂行状況報告、事業実績報告	
5.2 その他の市町村特例に関する協議について	
○記入例__要領第4の協議書例、その他の協議書例	
北部・離島地域振興対策実施要領	55

本事業の目的と基本的な方向について

(目的)

北部・離島地域の基幹産業である農林水産業の持続可能な発展と、本県の地理的不利性の改善を図るため、市町村が定める地域特産物の県内外への出荷コストの負担軽減により、地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組を支援します。

(基本的な方向その1)

○「市町村が定める地域特産物」とは、地域で生産される農林水産物(水産物については県内で水揚げされたもの)及びその一次加工品であり、地域を訪れた県内外の観光客等が、食の体験等を通して地域特産物を知り、地元に戻っても小売店やECサイト等で継続的に購入できる機会の創出が図られるような「安定した品質と出荷規模が期待される品目」となります。

(基本的な方向その2)

○「県内外への出荷コストの負担軽減」とは、①競争条件不利性改善対策と同じように、県外出荷に要する物流コストのうち沖縄県産と鹿児島県産を比較したとき、出荷物流と配送物流(いわゆる”横持ち”)を除いた輸送物流にあたる(沖縄から鹿児島県までの輸送費相当分)を競争条件の格差と認識し、これを改善するため必要な助成を図ります。②加えて、沖縄本島と離島地域の地理的・経済的な条件不利性を改善し、持続可能な地域の稼ぐ力の向上を図るため、離島地域から沖縄本島までの出荷コストの負担軽減を図ります。

(基本的な方向その3)

○補助金交付の基本となる単価(基本額)は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の農山漁村地域と同じように「地域における持続可能な物流の確保」に向けた自立的な取組(モーダルシフトの促進、共同輸送の推進)を、沖縄県でも同じように推進していくため、これを踏まえたものとなっております。

(基本的な方向その4)

○「地域の稼ぐ力の向上による持続可能な定住条件の確保に向けた自立的な取組」とは、地域の生産者や事業者それぞれが利益額の増大に向けて効果的な経営活動を進展する中で、持続可能な経済ネットワークの基盤が形成されるものと考えております。

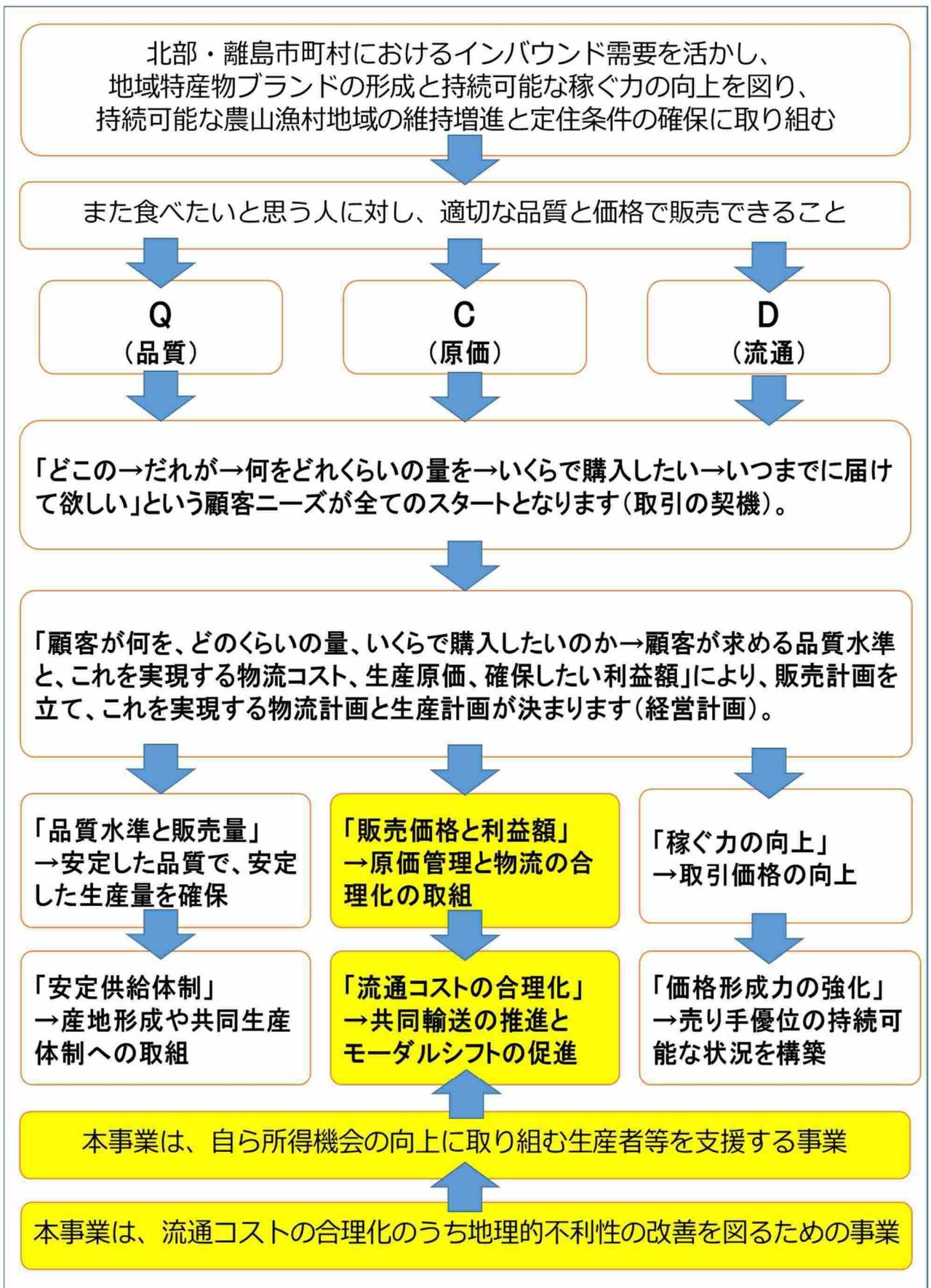
○本事業では、持続可能な経済ネットワークの形成に向けて、地域特産物の稼ぐ力を定量的に把握できる市町村計画(地域振興計画、生産振興計画)の策定を通して、市町村と地域の生産者や事業者、販売を実現する物流事業者が一体となって(人、モノ、カネ、情報)の流れが共有できる仕組みを整えております。

○他方、県は市町村の皆さまと協働して本事業を適正かつ円滑に実施するとともに、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たし、令和9年度に向けた「事業のあり方」について議論を進めてまいります。

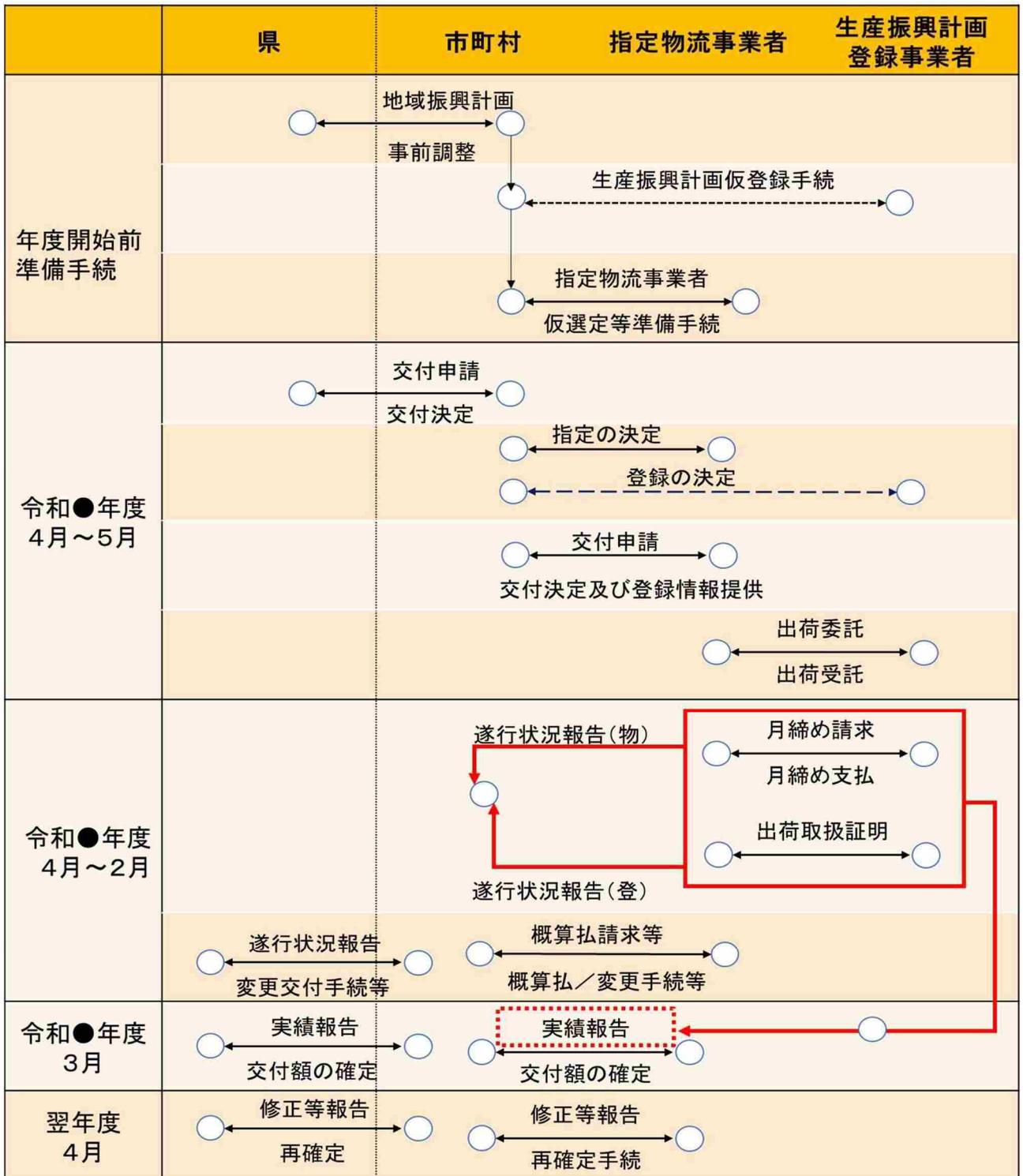
(基本的な方向その5)

○鹿児島県の奄美群島や、有人国境離島地域その他の農山漁村地域と同じように「自らの強みを活かしながら創意工夫により、地域の維持増進に向けた自立的な取組みが図られること」を期待します。

本事業の目的と基本的な方向について(概念図)



(概要その1) 本事業における基本的な執行プロセスの概要について



(令和4年度の特例)

○本事業は、令和4年度より新たに実施する事業であることから、地域振興計画及び生産振興計画は令和4年度9月までに県に提出することを条件に、県が算定した配分額を、当初の交付申請額として北部・離島市町村に通知します。

○北部・離島市町村は、この通知に基づき、交付申請書を作成し、速やかに県に提出します。

○北部・離島市町村は、この通知に基づき、指定物流事業者の選定手続及び生産振興計画の登録手続を速やかに実施します。

(概要その2)補助金交付の対象と品目について

区分	対象区分	個別品目
野菜		さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイア、えだまめ、その他の野菜類
果樹	青果物	マンゴー、パパイア、中晩柑類(タンカン等)、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ(※1)、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物 リュウキュウマツ等県産材、特用林産物(きのこ類等)
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類(※2)、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類(クルマエビ)、スギ、ハタ類(ヤイトハタ)、海ぶどう(クビレズタ)、アーサ(ヒトエグサ)、マグロ類、カジキ類、イカ類(ソデイカ)、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク(※3)

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 米及びサトウキビ

2 法令において栽培等の許可が必要であり、一般の販売が禁止されている県産農林水産物

3 食品表示法で定める加工品(ただし、第2条第3項で定める「一次加工品」を除く。)

4 次に掲げる注記事項(※)は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

①地域振興計画に定める指定品目は、上記で例示する補助対象品目を参照し、地域振興に資する品目を指定し、それを補助の対象とします。

②指定する品目のうち一次加工品は、①で選択した品目を原材料として、地域の食品加工事業者が加工し、飲食料品の原料又は材料として販売される物となります。また、補助の対象区分は、①の指定品目と同じ分類となり、基本額も同じ取扱となります。

③離島市町村においては「〇〇島産」として、上記対象区分にかかわらず同じ基本額となります。

(概要その3)補助金交付における基本額と補助単価の算定について

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	37	37	37
		花き	33	32	31
		畜産物	5	5	5
		鮮魚等	50	50	50
		モズク	5	5	5
宮古島	県外	宮古島産	65	65	65
	沖縄本島		30	30	30
石垣島	県外	石垣島産	72	72	72
	沖縄本島		40	40	40
久米島	県外	久米島産	25	25	25
	沖縄本島		12	12	12
南大東島 北大東島	県外	大東島産	57	57	57
	沖縄本島		20	20	20
伊江島	県外	伊江島産	38	38	38
	沖縄本島		5	5	5
伊平屋島	県外	伊平屋島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5
伊是名島	県外	伊是名島産	10	10	10
	沖縄本島		5	5	5

単位(円/KG)

輸送区間		個別品目の 対象区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発地	着地				
多良間島	県外	多良間島産	82	82	82
	沖縄本島		45	45	45
石垣島 周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	85	85	85
	沖縄本島		45	45	45
与那国島	県外	与那国島産	98	98	98
	沖縄本島		50	50	50
沖縄本島 周辺離島 (※2)	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	11	11	11
	沖縄本島		5	5	5

①『補助単価の算定』に関する基本的な考え方について

①沖縄本島を発地とする場合は、出荷する個別品目の対象区分(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)にあたる基本額と、実費単価(県外出荷に要した支払運賃額÷県外出荷量)を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは高いときは、基本額が補助単価となります。**また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。**

②離島を発地とする場合は、対象区分(●●島産)にあたる基本額と、実費単価を比較して、実費単価が基本額と同じか、あるいは大きいときは、基本額が補助単価となります。**また、基本額より低いときは、実費単価に0.8を乗じた額(1円未満切捨)が補助単価となります。**

補助金交付における『基本額』の考え方について

①令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績報告(請求書等)、物流事業者等からの実勢運賃に関するヒアリング等を踏まえ、平均実勢輸送単価(航空、船舶)を算定しています。

②平均実勢輸送単価は、国の総合物流施策大綱を踏まえ、全国の産地や農林水産物流通事業者と同じように物流合理化に取り組むべき集配送区間(いわゆる“横持ち”)を除き、沖縄の特殊性を踏まえた輸送区間(ドレージ⇒積み地(空港・港)⇒上げ地(空港・港))を算定の対象区間としています。

③基本額は、令和3年度までの農林水産物流通条件不利性解消事業の実績や国の政策等を踏まえ、「モーダルシフトの促進」と「共同輸送の推進」を図るため、対象品目別の目標船舶輸送比率に基づき、(基本額) = {(目標船舶輸送比率) × (船舶単価)} + {(1 - 目標船舶輸送比率) × (航空単価)}により算定しています。また、離島単価は、離島発の対象区分別の県外出荷実績を踏まえ、地域全体の平均単価を算定するものとなっています。

1. 市町村の交付申請手続について(市町村→県)

1. 1 地域振興計画の作成について

【趣旨】

○本事業では、持続可能な経済ネットワークの形成に向けて、地域特産物の稼ぐ力を定量的に把握できる市町村計画(地域振興計画、生産振興計画)の策定を通して、市町村と地域の生産者や事業者、販売を実現する物流事業者が一体となって(人、モノ、カネ、情報)の流れが共有できる仕組みを整えます。

○県は市町村の皆さまと協働して本事業を適正かつ円滑に実施するとともに、国に対して政策効果の見える化と説明責任を果たし、令和9年度に向けた「事業のあり方」について議論を進めてまいります。

令和9年度に向けた「事業のあり方」に関する現状把握に努めます。

1. 1. 1 地域振興計画の作成するための準備について

①「(概要その2)補助金交付の対象と品目」を参照して、指定品目を決定してください。

②指定品目を地域の生産者や事業者に周知し、生産振興計画登録手続を開始してください。

③生産振興計画の登録情報を集計し、生産振興計画を作成します。

1. 1. 2 地域振興計画の基本的な考え方

(1)中長期アウトカム(持続可能性の評価)

地域経済の稼ぐ力と地域経済の循環は、基本的に生産年齢人口の動態に影響されます。本事業の取組により、地域の稼ぐ力が向上したと仮定したとき、地域の基幹産業である農林水産業の従事者、これと連関する産業(農山漁村ツーリズム等)である従事者等(食品産業、宿泊業など)が増加することが期待されます。この指標は、地域経済循環の状態を評価する総合指標として位置づけます。

(2)短期アウトカム指標(地域の稼ぐ力に関する状態評価)

本事業を直接評価する指標として、指定品目に関する生産活動から販売活動までの地域経済循環の構成要素を具体的かつ客観的に評価します。これにより、「地域の強み」を的確に把握し、持続可能な定住条件の確保に向けて、更なる効果的な取組につなげることを目的とします。

(3)地域振興計画は、計画項目と実績項目から構成されています。交付申請時には、計画項目のみを作成し、実勢報告時には、実績項目の作成と政策効果分析を行うものとしております。

1.2 地域振興計画・生産振興計画・指定物流事業者の選定に関する執行プロセス

	市町村	地域の生産者及び食品加工事業者向け	指定物流事業者向け (指定手続等)
①指定品目の検討	要綱別表第1の中から 地域振興に資する個別品目に関する 指定品目の候補リストを作成する。		指定物流事業者の選定手続の 開始する。
②指定品目の協議	既存の会議を活用して、 地域の関係者に対して、 「候補リスト」を提示する。	活用する既存の会議メンバー 等の協力により 「候補リスト」に対する地域の生 産者の意見を集約する。	指定物流事業者の決定と補助 金交付申請を指示する。
③指定品目の公示	関係者の意見を踏まえ、令和〇年度 指定品目を決定する。 <u>「市町村の公示の例」により、 これを周知する。</u>	<u>地域の生産者等に対して 「公報誌」などにより、 周知する。</u>	指定物流事業者に対し、「市町 村の補助金交付規則」に基づき 交付を決定する。 また、指定品目にかかる公示を 周知する。
④生産振興計画 登録申請手続の開始	令和〇年度指定品目の 生産振興計画登録申請の手続 を開始する。 なお、申請の受付期間は、各市町村 に委ねるものとする。 ただし、基本的に土日・祝祭日を除 き14日間は、受付期間を確保する。	<u>令和〇年度指定物流事業者を 周知する。</u> <u>当該申請手続が開始された旨 を周知する。</u> また、申請書類の作成方法に 関して、 「生産振興計画登録事業者の 手引き」の案内や 窓口での作成指導等を行う。	
⑤生産振興計画 登録申請の審査	「生産振興計画登録事業者の手引 き」、「要領の附則」を参照し、 <u>本補助事業の受益者を特定する。</u>	必要な書類が提出できないとき は、登録を却下する。 ※提出すべき書類に関し、庁内 関係機関(税務当局、農業委員 会等)に周知する。	
⑥生産振興計画作成	生産振興計画登録事業者 の名簿一覧を作成する (要綱別記様式第11の2)。	令和〇年度生産振興計画のうち 「電話番号、計画販売額」を 除き、 <u>「市町村の公示の例」により 周知する。</u>	「運賃の割引」の対象となる補 助事業の受益者に関する情報 <u>『令和〇年度生産振興計画』を 速やかに提供する。</u>
⑦生産振興計画登録 情報に基づき 地域振興計画作成	生産振興計画登録申請書のうち 「4. 事業計画明細 (今年度出荷計画)」と 「5. 登録申請明細 (今年度生産計画)」の 各受益者の指定品目別情報を集計 して、地域振興計画を作成する。		
⑧県に対して 補助金交付申請	県に提出する書類一式 →補助金交付申請書 →令和〇年度地域振興計画 →令和〇年度生産振興計画 →「市町村の公示の例」等により 周知した「公示の写し」等		

別記様式第12号（交付要綱第5条関係）

申請の日付を記載 令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

市町村名

市町村長名

農林水産物条件不利性解消事業補助金交付申請書
（北部・離島地域振興対策）

令和●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

	記	交付申請内訳の合計と一致
1	事業計画	別添のとおり
2	交付を受けようとする補助金の額	金 ●●●,●●● 円（内訳は別添）
3	添付書類	知事が定める別添資料一式

令和●年度地域振興計画
令和●年度生産振興計画

→ただし、令和4年度の交付申請は新事業の開始に伴い、附則により「令和4年9月1日までに提出するもの」としております。これにより、交付申請時に地域振興計画及び生産振興振興計画を提出する必要がないことを申し添えます。

1 申請者の概要

(ふりがな) 名称			
所在地		〒	
代表者名		電話番号	— —
振込を希望する口座	金融機関名		支店名
	口座の種類		口座番号
	(フリガナ) 口座名義人		

基本的に4月1日～3月31日

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

3 交付申請内訳

北部市町村においては、地域振興計画で定める指定品目の出荷計画量を、対象品目別(青果物、花き、畜産物、鮮魚等、モズク)に集計し、これを輸送重量に記載します。

輸送区間		対象品目	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
離島市町村においては、地域振興計画で定める指定品目の出荷計画量を集計し、これを輸送重量に記載します。					
北天東島	沖縄本島		kg	20 円/kg	円
伊江島	県外	伊江島産	kg	38 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
合計					円

令和●年度地域振興計画(別記様式第11号_交付要綱第4条関係)

事業実施主体 ●●●市

記入例

1. 中長期アウトカム指標(持続可能性の評価)

R3年度生産年齢人口比率 R8年度目標比率

- 令和3年度住基人口をベースに令和8年度を試算します。
- 各市町村における人口推計を参考に、令和8年度の住基人口を試算します。
- 生産年齢人口(15~64歳)も、①を参考に試算します。
- 上記の理論的試算に、本事業で期待される人口維持効果も加味した目標値(小数点第3以下切り捨てた値)を設定します。

2. 短期アウトカム指標(地域の稼ぐ力に関する状態評価)

指定品目別に、計画と実績が対応する形式となっている。交付申請時は、計画値を記載する。実績報告では、実績値を記載する。

(1) 指定する地域特産物(県産農林水産物)R●年度計画

各市町村が例示を参考に個別に指定します。

指定品目に対応する種類をセル内の選択肢から選択します。→選択リスト(野菜 果樹 その他 花き 畜産物 水産物)

指定品目	指定品目の種別
------	---------

指定品目	指定品目の種別
------	---------

(1) 指定する地域特産物(県産農林水産物)R●年度実績

①目標出荷額(千円)	=	出荷計画量(Kg)	×	平均販売見込単価(円/Kg)		①出荷額(千円)	=	出荷量(Kg)	×	平均販売単価(円/Kg)	
②目標生産量(Kg)	=	経営規模(単位)	×	単位計画生産量		②生産量(Kg)	=	経営規模(単位)	×	単位実際生産量	
③目標従業者数(人)	=	生産振興計画登録者	+	目標新規就業者		③生産者数	=	生産振興計画登録者	+	新規就業者	

【生産振興計画における登録申請情報を集計します。】

- ①指定品目別の目標出荷額→指定品目別の域外販売額を集計した額
- ②指定品目別の出荷計画量→指定品目別の域外出荷量(合計)を集計した量
- ③指定品目別の平均販売見込単価=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

- ①指定品目別の目標生産量→指定品目別の年間生産量を集計した量
- ②指定品目別の経営規模→指定品目の区別に応じた単位(例:農業→アール)
- ③指定品目別の単位計画生産量=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

(2) 指定する地域特産物(一次加工品)R●年度計画

指定品目に対応する種類をセル内の選択肢から選択します。→選択リスト(一次加工品(青果物)、一次加工品(花き)、一次加工品(畜産物)、一次加工品(鮮魚等))

指定品目	指定品目の種別
------	---------

指定品目	指定品目の種別
------	---------

①目標出荷額(千円)	=	出荷計画量(Kg)	×	平均販売見込単価(円/Kg)		①出荷額(千円)	=	出荷量(Kg)	×	平均販売単価(円/Kg)	
②目標生産量(Kg)	=	仕入計画量	×	計画平均歩留率		②生産量(Kg)	=	仕入量	×	実際平均歩留率	
③目標従業者数(人)	=	常勤従業者数	+	非常勤従業者数		③従業者数(人)	=	常勤従業者数	+	非常勤従業者数	

【生産振興計画における登録申請情報を集計します。】

- ①指定品目別の目標出荷額→指定品目別の域外販売額を集計した額
- ②指定品目別の出荷計画量→指定品目別の域外出荷量(合計)を集計した量
- ③指定品目別の平均販売見込単価=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

- ①指定品目別の目標生産量→指定品目別の年間生産量を集計した量
- ②指定品目別の仕入計画量→指定品目別の原材料計画仕入量を集計した量
- ③指定品目別の単位計画歩留率=(①/②)として小数点第3以下切り捨てた値

3. 地域特産物(県産農林水産物)に関する事業実績の総括評価

計画	実績
(1) 出荷総量	
(2) 出荷総額	
(3) 生産総量	

「事業評価」として指定品目それぞれの計画値と実績値を集計して、政策効果分析を報告します。

- ①全体効果の評価として「計画値」と「実績値」の比較します。
- ②全体効果を「価格効果」と「数量効果」に分けて比較します。
- (価格効果)=(平均販売単価-平均販売見込単価)×(出荷計画量)
- (数量効果)=(出荷量-出荷計画量)×(平均販売単価)

販売価格効果(+●●●)	実績量
域外出荷総額(計画)	販売数量効果(+●●●)

令和●年●月●日

申請の日付を記載

市町村長 殿

事業者の単独申請名又は共同事業体申請名

【代表者氏名及び押印の取扱】
 (法人の場合)
 「法人全部登記事項の商号、役職名、氏名」とすること。
 (個人の場合)
 印鑑登録証明に表示される「氏名、住所」とすること。

団体名
 所在地
 代表者名

生産振興計画登録申請書
 (令和●年度農林水産物条件不利性解消事業_北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領により申請します。

記

1 事業計画 別添のとおり

2 添付書類

北部・離島地域振興対策実施要領で定める添付資料一式

生産振興計画に登録できる者は、当該市町村において農林水産業の生産活動に継続的に従事している者と客観的に確認できる者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- 1) 農業協同組合法に規定する農事組合法人
- 2) 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合又は漁業生産組合
- 3) 森林組合法に規定する森林組合
- 4) 農林漁業者の組織する団体は、次のいずれかの要件をみたすものでなければならない。
 - ① 農地法に規定する農地所有適格法人で、かつ、次のア又はイの要件をみたし、かつウの法的義務を遅滞なく適正に履行していること
 - ア 家計を別にする農家3戸以上が株主又は社員となっていること。
 - イ 家計を別にする者を常時3人以上雇用していること。
 - ウ 農地法第6条の報告義務を履行していること。
 - ② 農林漁業を営む者の組織する任意の団体で、かつ、次のアからオまでの要件をみたすもの。
 - ア 代表者の定めがあること
 - イ 家計を別にする農林漁業者3人以上の構成員があり、それぞれの構成員が農業、林業、漁業に応じて、以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においては、この限りでない。なお、関係法令の義務を適正に履行していること。
 - (ア) 農業
 - ア) 市町村の農地基本台帳に登録されている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、農産物の販売金額が50万円以上である者
 - (イ) 漁業
 - ア) 沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船、又は市町村内に養殖施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - (ウ) 畜産業
 - ア) 県内に飼養施設を所有又は飼養して事業を行っている者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で畜産物の販売金額が50万円以上である者
 - (エ) 林業
 - ア) 市町村内に生産施設を所有若しくは使用している者
 - イ) 直近1年間における確定申告等で、林産物及び収穫物の販売金額が50万円以上の者
 - ウ) 木材にあつては、市町村森林整備計画に定める伐採や森林整備に関する事項に即して林産活動を行っている者
 - ウ 構成員の全てが、直近1年間に確定申告等を行っていること。ただし、国税、県民税若しくは市町村民税で滞納の事実が確認されたときは、適格性がないものとする。
 - エ 組織規程、経理規程などの組織運営に関する規約があること。
 - オ 組織規程等に構成員の生産物を共同出荷する定めがあること。

1 登録申請者の概要

(ふりがな)			
名称			
所在地			
代表者名		電話番号	— —
構成員数		組織形態	

「組織形態」は、セル内の項目を選択する。
 農事組合法人、漁業協同組合、漁業生産組合、森林組合、
 農林漁業者出荷組合(※)
 (※⇒「別紙様式」の構成員情報も併せて作成する。

基本的に4月1日から3月31日までとなります。
 ただし、マンゴーなど季節性が強い作物を栽培する生産
 者は、合理的に事業期間を判断してください。

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

- ①「地域特産物の種別」は、自らの生産形態に応じて、セル内の項目（農林水産物、一次加工品）のいずれかを選択します。
 ②①で選択した種別に対応した「指定品目の種別（野菜、果樹、その他、花き、畜産物、水産物、一次加工品（青果物）、一次加工品（花き）、一次加工品（畜産物）、一次加工品（鮮魚等）」を選択します。

3 事業計画内訳

輸送区間		地域特産物の種別	指定品目の種別	摘要
発地	着地	対象区分	域外出荷重量	
沖縄本島	県外	青果物	kg	上記の「地域特産物の種別」、「指定品目の種別」で選択した項目に、対応した具体的に生産する指定品目を記載します。 なお、複数ある場合は、主たる指定品目3品までを記載してください。
		花き	kg	
		畜産物	kg	
		鮮魚等	kg	
宮古島	県外	宮古島産	kg	
			沖繩本島	
石垣島	県外	石垣島産	kg	
			沖繩本島	
久米島	県外	久米島産	kg	
			沖繩本島	
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	
			沖繩本島	kg
離島市町村の生産者は、「登録申請明細」の(着地)それぞれの(域外出荷重量の計)を集計し、これに記載してください。 なお、域外出荷重量の合計と、(県外)及び(沖繩本島)の合計は、必ず一致します。	県外	伊江島産	kg	
		伊平屋島産	kg	
		伊是名島産	kg	
多良間島	県外	多良間島産	kg	
			沖繩本島	kg
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	
			沖繩本島	kg
与那国島	県外	与那国島産	kg	
			沖繩本島	kg
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	
			沖繩本島	kg
				kg
合計			kg	

2. 事業の遂行状況を期日までに、県に正しく報告する

(1) 生産振興計画登録事業者は、受益者として事業遂行状況報告を期日までに正しく提出する。

①市町村は、県に報告する期限に間に合うように、生産振興計画登録事業者に対し、提出期限を決定し、これを文書等により周知する。なお、一般的に物流事業者からの請求書の受け取りは、出荷した月の翌月の15日前後となっていることも留意すること。

②生産登録事業者が市町村に提出する書類一式

→「生産振興計画に関する遂行状況報告」

→「遂行状況明細書」

→「遂行状況明細書附属書類(売上報告、支払運賃報告)」

→「支払報告台帳(指定物流事業別請求書写しの綴り一式)」

→「出荷取扱証明(指定物流事業者と共同作成する様式)」

※市町村は、上記の紙書類のほか、電子ファイル(エクセル形式等)の提出を指示することができる。

(2) 指定物流事業者は、補助事業者として事業遂行状況報告を期日までに正しく提出する。

①市町村は、県に報告する期限に間に合うように、指定物流事業者に対し、提出期限を決定し、これを文書等により周知する。なお、提出期限は、生産振興計画登録事業者と同じか、又は、これより後にすること。

②指定物流事業者が市町村に提出する書類一式

→「農林水産物条件不利性解消事業遂行状況報告書」

→「指定物流事業者遂行状況明細書(県外向け/沖縄本島向け)」

※(沖縄本島向け)の作成は、離島市町村のみに提出する書類となります。

→「受益者別請求情報の綴り一式)」

→「出荷取扱証明(指定物流事業者と共同作成する様式)」

※市町村は、上記の紙書類のほか、電子ファイル(エクセル形式等)の提出を指示することができる。

(3) 市町村は、受理した事業遂行状況報告に基づき、県に対して期日までに正しく提出する。

①市町村は、受理した生産振興計画登録事業者と指定物流事業者から提出された遂行状況報告に基づき、速やかに遂行状況報告書を作成し、県に提出します。

②市町村は、指定物流事業者に対し、受理した遂行状況報告に照らし、概算払いの手續を実施します。

③市町村は、県から事業計画の変更に関する教示があったときは、速やかに事業計画の変更手続きに着手します。

記入例

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

報告の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
 なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 沖農指令第●●号—■■
 市町村名 ●●市町村
 代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業遂行状況報告書
 （北部・離島地域振興対策）

令和●年●月●日付け交付決定の通知を受けた農林水産物流通条件不利性解消事業について同事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月～2月

記

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

事業実施期間

輸送区間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産			
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島			45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島			50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	11 円/kg	円
		久高島産			
		渡嘉敷島産			
	沖縄本島	座間味島産	kg	5 円/kg	円
		粟国島産			
		渡名喜島産			
合計					円

○遂行状況明細書から転記して作成する。

○遂行状況明細書の指定品目と補助額の関係において「※」があるときは、該当する基本額の欄に「※」を記入してください。

遂行状況明細書の実績額と一致します。

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
 なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 市町村指令第●●号-■
 団体名 ●●共同企業体
 所在地 ●●市●●1-1-1
 代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業遂行状況報告書
 (北部・離島地域振興対策)

令和●年●月●日付け市町村指令第●●号で交付決定の通知を受けた事業の遂行状況について、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月～2月

記

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

事業実施期間

輸送区間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産			
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	11 円/kg	円
		久高島産			
		渡嘉敷島 座間味島	kg	5 円/kg	円
		粟国島産 渡名喜島産			
合 計					円

○月別遂行状況明細書の実績値に基づき、
 期間加重平均実際単価を算出します。

○該当する対象品目の中で
 (基本単価>実際単価)のときは、
 基本単価の欄に「※」を記載する。

月別遂行状況明細書の期間集計額となります

記入例

令和●年●月●日

市町村長 殿

報告の日付を記載

生産振興計画の登録情報を記載

団体名
所在地
代表者名

生産振興計画に関する遂行状況報告
(令和●年度農林水産物条件不利性解消事業_北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり北部・離島地域振興対策実施要領の定めに基づき報告します。

生産振興計画登録申請時と同じ内容を選択する。

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月～2月

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

輸送区間		地域特産物の種別	指定品目の種別	摘要
発地	着地	対象品目	域外出荷重量	
沖縄本島	県外	青果物	kg	上記の「地域特産物の種別」、「指定品目の種別」で選択した項目に、対応した具体的に生産する指定品目を記載します。 なお、複数ある場合は、主たる指定品目3品までを記載してください。
		花き	kg	
		畜産物	kg	
		鮮魚等	kg	
宮古島	県外	宮古島産	kg	
			kg	
石垣島	県外	石垣島産	kg	
			kg	
久米島	県外	久米島産	kg	
			kg	
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	
			kg	
離島市町村の生産者は、「登録申請明細」の(着地)それぞれの(域外出荷重量の計)を集計し、これに記載してください。 なお、域外出荷重量の合計と、(県外)及び(沖縄本島)の合計は、必ず一致します。	県外	伊江島産	kg	
		伊平屋島産	kg	
		伊是名島産	kg	
多良間島	県外	多良間島産	kg	
			kg	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	
			kg	
与那国島	県外	与那国島産	kg	
			kg	
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	
		久高島産		
		渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産		
合計			kg	※遂行状況明細書を作成し、ここに転記する

記

※遂行状況明細書を作成し、ここに転記する

遂行状況明細書の「域外出荷量の合計」と一致します。

記入例

遂行状況明細書		地域特産物の種別		農林水産物		指定品目の種別		野菜		域外出荷重量(kg)		域外販売実績額②(円)							
指定品目	着地	輸送品目区分	輸送方法	平均販売単価③	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計①		
※基本的に生産振興計画登録申請時と同じ内容になる項目(地域特産物の種別、指定品目の区分、指定品目、輸送品目区分)となります。																			
※生産振興計画登録申請時と異なる項目(着地、輸送方法、平均販売単価、月別域外出荷重量、域外販売実績額)となります。⇒実際の販売状況に応じて変化⇒遂行状況を報告します。																			
実際の販売状況を的確に把握するため、遂行状況明細書の附属書類を作成		⇒「売上高報告式的」		⇒指定品目別の販売数量を配送先別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島、地域内)		⇒「売上高報告様式令和●●年●●月分」		⇒「配送先の販売量」と「仕向地の輸送重量」は事業期間で一致する。 ⇒販売額と販売数量から「平均販売単価」を算出		⇒「配先」と「仕向地」の一致を確保する。		⇒「平均販売単価」を算出		⇒「平均販売単価」を算出		⇒「平均販売単価」を算出		⇒「平均販売単価」を算出	
⇒「売上高報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式令和●●年●●月分」		⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)		⇒「支払運賃報告様式令和●●年●●月分」		⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)		⇒「支払運賃報告様式令和●●年●●月分」		⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)		⇒「支払運賃報告様式令和●●年●●月分」		⇒指定品目別の輸送重量を仕向地別に集計 ⇒(東京、大阪、福岡、沖縄本島)	
⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」		⇒「支払運賃報告様式」	
合計																			

指定品目	生産従事者数		単位実績生産量③	経営規模①	月別生産実績												生産実績量②(Kg)
	登録	新規			計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
確定申告において添付する法定帳簿等に「記帳する事実(収穫量、漁獲量など)」と矛盾がないよう記載してください。																	
合計																	

遂行状況明細書（今年度出荷実績）				地域特産物の種別	一次加工品	指定品目の区別	域外出荷重量(kg)												域外販売 実績額 ②(円)
指定品目	着地	輸送 品目 区分	輸送方法 ① ②	平均 販売 単価 ③	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計①		
																			合計

遂行状況明細（今年度生産実績）														年間生産量 ①×②(Kg)				
指定品目	生産従事者数		単位美 際滞留 率①	原材料 仕入量②	月別生産実績													
	常雇	非常雇			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
合計																		

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分売上報告

取引日	指定品目	販売先	配送先	販売数量(Kg)	売上高(円)						
●	×××										
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>											
<p>「販売先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場 小売業者 食品製造業者 飲食・ホテル等業者 消費者向け直接販売 		<p>「配送先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京 大阪 福岡 沖縄本島 地域内 									
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">伝票番号●●●-■</p> <p style="text-align: center;">納品書兼請求書(控)の例</p> <p style="text-align: right;">請求日令和●年●月●日</p> <p>●●商店様</p> <p>内訳明細</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>×××</td> <td>●●Kg</td> <td>●●●円</td> </tr> <tr> <td>×××</td> <td>●●Kg</td> <td>●●●円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">小計 ●●●</p> <p style="text-align: right;">消費税 ●</p> <p style="text-align: right;">合計 ●●●</p> <p style="text-align: right;">登録番号 T-××××</p> <p style="text-align: right;">●●共同企業体</p> </div>						×××	●●Kg	●●●円	×××	●●Kg	●●●円
×××	●●Kg	●●●円									
×××	●●Kg	●●●円									

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分支払運賃報告

取引日	指定物流事業者	指定品目	輸送品目区分	仕向地	輸送方法	輸送重量	報告台帳整理番号
●	■	×				●●	■-01
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>							
<p>「輸送品目区分」</p> <p>青果物 花き 畜産物 鮮魚等 モズク 一次加工品(青果物) 一次加工品(花き) 一次加工品(畜産物) 一次加工品(鮮魚等)</p> <p>※この区分は、北部市町村と離島市町村の地域特産物の種別を同じ視点で整理するために設定した項目です。</p>		<p>「仕向地」</p> <p>東京 大阪 福岡 沖縄本島</p> <p>※北部市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。</p>		<p>「輸送方法」</p> <p>航空 船舶</p>		<p>伝票番号 ●●●-■</p> <p>請求書の例</p> <p>令和●年●月●日</p> <p>●●共同企業体 様</p> <p>内訳明細</p> <p>××× ●●Kg 東京 船舶 ●●●</p> <p>××× ●●Kg 福岡 航空 ●●●</p> <p>.....</p> <p>小計 ●●●</p> <p>消費税 ●</p> <p>合計 ●●●</p> <p>登録番号 T-××××</p> <p>■事業者</p>	
<p>【支払運賃報告と支払報告台帳のポイント】</p> <p>①指定物流事業者別に、請求書の日付順に支払報告運賃に必要事項を記載する。</p> <p>②それぞれ請求書の写しに「報告台帳整理番号」を、上の例のように決めて、それを記載する。</p> <p>③「報告台帳整理番号」の決め方として、次の例のように各委託事業者に対してアルファベット順に、略記号を割り振るものとする。 指定物流事業者 ■■(A)、指定物流事業者 ▲▲(B)、指定物流事業者 ■▲(C)</p> <p>(報告例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表紙</p> <p>●月分</p> <p>■■事業者(A)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-01</p> <p>請求書の写し</p> </div> </div>							

3. 事業の完了を期日までに、県に正しく報告する

(1) 生産振興計画登録事業者は、受益者として完了報告を期日までに正しく提出する。

①市町村は、県に報告する期限に間に合うように、生産振興計画登録事業者に対し、提出期限を決定し、これを文書等により周知する。

②生産登録事業者が市町村に提出する書類一式

→「生産振興計画に関する事業実績報告(3月分見込み)」

→「事業実績明細書」

→「2月分の遂行状況明細書附属書類(売上報告、支払運賃報告)」

→「2月分の支払報告台帳(指定物流事業別請求書写しの綴り一式)」

→「出荷取扱証明(指定物流事業者と共同作成する様式)」

(2) 指定物流事業者は、補助事業者として完了報告を期日までに正しく提出する。

①市町村は、県に報告する期限に間に合うように、指定物流事業者に対し、提出期限を決定し、これを文書等により周知する。なお、提出期限は、生産振興計画登録事業者と同じか、又は、これより後にすること。

②指定物流事業者が市町村に提出する書類一式

→「農林水産物条件不利性解消事業実績報告書(3月分見込み)」

→「事業実績確認書(税理士又は公認会計士による事業実績の確認書)」

→「1月・2月分の指定物流事業者遂行状況明細書(県外向け／沖縄本島向け)」

※(沖縄本島向け)の作成は、離島市町村のみに提出する書類となります。

→「1月・2月分の受益者別請求情報の綴り一式)」

→「出荷取扱証明(指定物流事業者と共同作成する様式)」

(3) 市町村は、県に対して完了報告を期日までに正しく提出する。

①市町村は、受理した生産振興計画登録事業者と指定物流事業者から提出された実績報告に基づき、速やかに実績報告及び地域振興計画(実績)を作成し、県に提出します。

②市町村は、指定物流事業者に対し、受理した実績報告(3月分見込み)に照らし、確定払いの手続を実施します。なお、支払完了の期限は、県の指示する期限までとします。

県は、市町村に対し確定払い(年度内支出負担行為、内閣府が指示する支払完了の期日(例年4月7日前後))の手続を実施します。

③上記の確定払いは、後年度に再確定の処理を行います。

沖縄県知事 殿

市町村名

市町村長名

農林水産物条件不利性解消事業補助金実績報告書
（北部・離島地域振興対策）

令和●年●月●日付け沖縄県指令農第●号で交付決定の通知を受けた農林水産物条件不利性解消事業について、同事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施期間 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日
- 2 事業の実績 別紙のとおり
- 3 交付決定の額及びその実績額
 - (1) 交付決定額 金 ●●●, ●●● 円
 - (2) 実績額 金 ●●●, ●●● 円
 - (3) 差引 金 ●●●, ●●● 円
- 4 添付書類
 - (1) 別記様式第11号_令和●年度地域振興計画（実績）
 - (2) 別記様式第20号_令和●年度交付金調書
 - (3) 上記(2)にかかる歳入歳出の予算書及び決算見込書

5 令和●年度 事業実績

輸送区間		対象品目	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島			45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島			kg	50 円/kg
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島	渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	5 円/kg	円
合計					円

○実績報告明細書から転記して作成する。

○該当する対象品目の中で
(基本単価>実費単価)のときは、
基本単価の欄に「※」を記載する。

実績報告明細書の実績額と一致します。

令和●年度交付金調書(別記様式第20号_要綱第16条関係)

県			〇〇市町村								摘要
			歳入				歳出				
交付決定額 (円)	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	予算現額のうち 県補助金相当額	支出済額	支出済額のうち 県補助金相当額		
農林水産物条件不利性解消事業											
北部離島地域振興対策	定額										
流通条件環境改善対策 (〇〇事業)	定額										
流通条件環境改善対策 (〇〇事業)	定額										

令和●年度地域振興計画(別記様式第11号_交付要綱第4条関係)

事業実施主体

●●●市

記入例

1. 中長期アウトカム指標(持続可能性の評価)

R3年度生産年齢人口比率 R8年度目標比率

令和3年度生産年齢人口をベースに令和8年度を試算します。
 ①各市町村における人口推計を参考に、令和8年度の住民人口を試算します。
 ②生産年齢人口(15~64歳)も、①を参考に試算します。
 ③上記の理論的試算に、本事業で期待される人口維持効果も加味した目標値(小数点第3以下切り捨てた値)を設定します。

2. 短期アウトカム指標(地域の稼ぐ力に関する状態評価)

指定品目別に、計画と実績が対応する形式となっている。
 交付申請時は、計画値を記載する。
 実績報告では、実績値を記載する。

(1) 指定する地域特産物(県産農林水産物)R●年度計画

各市町村が例示を参考に個別に指定します。

指定品目に対応する種類をセル内の選択肢から選択します。
 →選択リスト(野菜 果樹 その他 花き 畜産物 水産物)

指定品目	指定品目の種別				
①目標出荷額(千円)	=	出荷計画量(Kg)	×	平均販売見込単価(円/Kg)	
②目標生産量(Kg)	=	経営規模(単位)	×	単位計画生産量	
③目標従業者数(人)	=	生産振興計画登録者	+	目標新規就業者	

(1) 指定する地域特産物(県産農林水産物)R●年度実績

指定品目	指定品目の種別				
①出荷額(千円)	=	出荷量(Kg)	×	平均販売単価(円/Kg)	
②生産量(Kg)	=	経営規模(単位)	×	単位実績生産量	
③生産者数	=	生産振興計画登録者	+	新規就業者	

【生産振興計画における登録申請情報を集計します。】

①指定品目の目標出荷額→指定品目の域外販売額を集計した額
 ②指定品目の出荷計画量→指定品目の域外出荷量(合計)を集計した量
 ③指定品目の平均販売見込単価=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

①指定品目の目標生産量→指定品目の年間生産量を集計した量
 ②指定品目の経営規模→指定品目の区別にに応じた単位(例:農業→アール)
 ③指定品目の単位計画生産量=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

(2) 指定する地域特産物(一次加工品)R●年度計画

指定品目に対応する種類をセル内の選択肢から選択します。
 →選択リスト(一次加工品(青果物)、一次加工品(花き)、一次加工品(畜産物)、一次加工品(鮮魚等))

指定品目	指定品目の種別				
①目標出荷額(千円)	=	出荷計画量(Kg)	×	平均販売見込単価(円/Kg)	
②目標生産量(Kg)	=	仕入計画量	×	計画平均歩留率	
③目標従業者数(人)	=	常勤従業者数	+	非常勤従業者数	

各市町村が個別に指定します。

(2) 指定する地域特産物(一次加工品)のR●年度実績

指定品目	指定品目の種別				
①出荷額(千円)	=	出荷量(Kg)	×	平均販売単価(円/Kg)	
②生産量(Kg)	=	仕入量	×	実際平均歩留率	
③従業者数(人)	=	常勤従業者数	+	非常勤従業者数	

【生産振興計画における登録申請情報を集計します。】

①指定品目の目標出荷額→指定品目の域外販売額を集計した額
 ②指定品目の出荷計画量→指定品目の域外出荷量(合計)を集計した量
 ③指定品目の平均販売見込単価=(①/②)として小数点以下切り捨てた値

①指定品目の目標生産量→指定品目の年間生産量を集計した量
 ②指定品目の仕入計画量→指定品目の原材料計画仕入量を集計した量
 ③指定品目の単位計画歩留率=(①/②)として小数点第3以下切り捨てた値

①指定品目の目標従業者数→指定品目の生産従業者数を集計した額
 ②指定品目の常勤従業者数→指定品目の常勤雇用者を集計した量
 ③指定品目の非常勤従業者数→(①-②)の差額

3. 地域特産物(県産農林水産物)に関する事業実績の総括評価

計画	実績
(1) 出荷総量	
(2) 出荷総額	
(3) 生産総量	

販売価格効果(+●●●)

域外出荷総額(計画)

販売数量効果(+●●●)

実績量

「事業評価」として指定品目それぞれの計画値と実績値を集計して、政策効果分析を報告します。

- ①全体効果の評価として「計画値」と「実績値」の比較します。
- ②全体効果を「価格効果」と「数量効果」に分けて比較します。
- (価格効果)=(平均販売単価-平均販売見込単価)×(出荷計画量)
- (数量効果)=(出荷量-出荷計画量)×(平均販売単価)

4. 後年度に再確定の処理を報告する

【再確定手続について】

①市町村は、

事業完了の報告をした者(生産振興計画登録事業者、指定物流事業者)に対し、翌事業年度の4月20日(土日・祝祭日を除く。)もしくは、市町村が指示する期限までに、令和■年3月実績の再確定のための関係書類一式を提出しなければならない。

(関係書類一式)

→事業実績報告書(確定した「3月分」を含めた再確定処理をする。)

→遂行状況関係書類(「3月分」を添付する。)

→添付料(「3月分」の関係書類)を提出する。

②再確定手続により交付額(再確定の金額)に下記のとおり差異が生じたときは、補助金を返還しなければならない。

(補助金返還の条件式②-1)

(当初実績払いの金額) > (再確定の金額) ⇒ (差額分の返還)

(補助金返還の条件式②-2)

(当初実績払いの金額) < (再確定の金額) ⇒ (返還なし)

③補助金返還が確定したとき、

→県は、市町村に対して、期限を指定して補助金返還を通知する。

→市町村は、指定物流事業者に対して、市町村が定める規則に基づき期限を指定して補助金返還を通知する。

【地方自治法に定める予算決算上の取扱】

【補助金返還の取扱】

※この補助金返還の処理に伴う財務会計上の処理は、「歳計外現金」となります。

また、市町村の予算上は、翌年度の予算で「償還金」として計上します。

さらに、「償還金」として翌年度予算に計上するため、前年度事業にかかる出納整理期間内の処理に該当しません。

【決算上の取扱】

※決算額は、出納整理期間で支払いが完了した事業の決算額となります。

再確定処理に伴う補助金返還の額は、翌年度の決算に償還金として計上されます。

5. 市町村の特例手続等について

5.1 要領第4の「指定流通事業者」に関する特例手続

	県	市町村	指定流通事業者
①協議	県は、市町村の協議書に基づき、「政策目的の実現性」と「地域の実情」に照らし、妥当性を判断する。	地方公共団体としての地位に基づき、要領第4等の定めにより、特定地域特産物の域外出荷を担う事業者の指定に向けて協議書を県に提出する。	
②指定	県は「指定することが妥当である旨」を当該市町村に通知する。	県の同意を得て、市町村は、指定流通事業者を定め、「市町村の公示の例」によりこれを周知する。	市町村は、対象事業者に対し「指定の公示」を通知する。
③交付申請	県は、進達された交付申請書類を審査し、これを受理する。 ただし、不備があるときは、補正指示または、これを却下する。	市町村は、県が指示する期限までに、申請書類に不備がないか等の第一次審査を行い、適正に作成された書類と判断したとき、速やかに県に進達する。	指定流通事業者は、市町村が指示する期限までに「市町村の手引」に基づき交付申請書類を作成し、これを市町村に提出する。
④交付決定	県は、指定流通事業者に対して交付決定をする。	市町村は、指定流通事業者に対し、交付決定通知書を通知する。	
⑤遂行状況報告	県は、進達された遂行状況報告を審査し、これを受理する。 ただし、不備があるときは、補正指示または、これを却下する。 受理した遂行状況報告に基づき概算払を、指定流通事業者に対して実施する。	市町村は、県が指示する期限までに、提出書類に不備がないか等の第一次審査を行い、適正に作成された書類と判断したとき、速やかに県に進達する。	指定流通事業者は、市町村が指示する期限までに「市町村の手引」に基づき遂行状況報告を作成し、これを市町村に提出する。
⑥事業完了報告	県は、進達された事業実績報告を審査し、これを受理する。 ただし、不備があるときは、補正指示または、これを却下する。 受理した事業実績報告に基づき確定払いを、指定流通事業者に対して実施する。	市町村は、県が指示する期限までに提出書類に不備がないか等の第一次審査を行い、適正に作成された書類と判断したとき、速やかに県に進達する。	指定流通事業者は、市町村が指示する期限までに「市町村の手引」に基づき事業実績報告を作成し、これを市町村に提出する。
⑦再確定の報告	県は、進達された再確定関係書類を審査し、これを受理する。 受理した関係書類に基づき補助金の返還命令等を、指定流通事業者に対して通知する。	市町村は、県が指示する期限までに提出書類に不備がないか等の第一次審査を行い、適正に作成された書類と判断したとき、速やかに県に進達する。	指定流通事業者は、市町村が指示する期限までに「市町村の手引」に基づき再確定手続の関係書類一式を作成し、これを市町村に提出する。

令和4年度農林水産物条件不利性解消事業(北部・離島地域振興対策)の概要

事業実施主体	地域振興計画を策定した 北部・離島市町村	要綱特例に基づき 県が直接実施する事業
<p>補助事業者 (県に直接申請し、 知事が交付を決定する者)</p>	<p>北部・離島市町村</p>	<p>市町村が特例として指定できる 「指定流通事業者」制度 実施要領に基づき、北部・離島市町村の特例として ①競争条件不利性改善対策の規模要件に照らし、県全域を担う事業者と同じような出荷水準にあり、 ②生産振興計画の登録基準を充たす域内事業者 に対して、 ③要綱別表第1の(青果物、花き、畜産物、水産物)の中から特定し、特定地域特産物を担う公益的な地域共同出荷事業者として、 ③市町村が定める公示の例により、これを指定することができる。</p>
<p>間接補助事業者 (市町村に直接申請し、 市町村長が交付を決定する者)</p>	<p>指定物流事業者選定実施要領に基づき、 市町村が最大3事業者までを指定できる。 令和4年6月30日 那覇市内で県による指定物流事業者の選定手続説明を 開催 令和4年7月上旬に各市町村において公募選定手続を 実施 ※指定物流事業者が存在しないとき別途協議</p>	<p>—</p>
<p>受益者</p>	<p>生産振興計画登録申請手続で決定した地域の生産者及び一次加工品事業者 令和4年7月中に、市町村は地域の生産者に指定品目の周知し、生産振興計画の登録申請の案内等を実施</p>	<p>—</p>
<p>事業実施期間</p>	<p>令和4年9月1日又は10月1日から 令和5年3月31日まで</p>	<p>令和4年4月1日から 令和4年8月31日まで</p>
<p>補助対象区間</p>	<p>離島市町村 (離島→本島/離島→県外) 北州市町村 (北州市町村→県外)</p>	<p>県外出荷のみ (県全域→県外)</p>
<p>補助金交付の審査</p>	<p>受益者と間接補助事業の審査は、市町村が実施する。 県は、補助事業者である市町村の報告等を審査する。</p>	<p>令和3年度と同じように県が直接審査する。</p>

5. 1. 1 指定流通事業者は、期日までに、市町村に交付申請を提出する

- (1) 交付申請書及び事業計画書を提出する。
- (2) 添付する書類は、次のとおりとする。
 - 1) 指定流通事業者に関する「市町村の公示の写し」
 - 2) 納税証明書(国税、県民税、市町村民税)
※滞納の事実が確認されたときは、不適格として申請を却下する。
 - 3) 印鑑登録書
 - 4) 法人登記全部事項証明
 - 5) 消費税適格請求書発行事業者(令和5年度より)
であることを証する書類
 - 6) 青色申告事業者(令和6年度より)
であることを証する書類を提出する。
 - 7) 直近の確定申告の写し(法人事業概況説明書)
 - 8) 補助事業者履行義務誓約書を理解し、これを提出する。
 - 9) 暴力団排除に関する誓約書を理解し、これを提出する。
- (3) その他の関係書類として、要領附則第8により単独事業者ではなく、複数の事業者が共同企業体方式により、市町村より指定を受けた場合は次の書類一式を提出する。
 - ① 共同企業体協定書(この手引きに掲載する協定書の例によること。)
 - ② 共同企業体の構成員名簿を作成し、構成員別に上記(2)の2)から9)までの書類一式を提出すること。
ただし、(4)の消費税適格請求書発行時業に関する取扱については、消費税法の定めにより「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」に代えるものとする。

記入例

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

北部・離島地域振興対策実施要領第4に基づき、市町村が公示した事業者情報と同じものとする。

指定流通事業者
団体名 ●●●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 商号又は名称
代表取締役 ●● ●●

農林水産物条件不利性解消事業補助金交付申請書
(北部・離島地域振興対策)

令和●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、農林水産物条件不利性解消事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業計画 別添のとおり
- 2 交付を受けようとする補助金の額 金 ●●●,●●● 円
- 3 添付書類 別添のとおり

1 申請者の概要

(ふりがな) 名 称			
所 在 地		〒	
代 表 者 名		電 話 番 号	— —
振込を 希望する 口座	金融機関名	支店名	
	口座の種類 (フリガナ)	口座番号	
	口座名義人		

基本的に「4月1日～3月31日」

2 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

3 交付申請内訳

輸 送 区 間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発 地	着 地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島		kg	12 円/kg	円
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産	kg	57 円/kg	円
	沖縄本島		kg	20 円/kg	円
伊江島	県外	伊江島産	kg	38 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島		5 円/kg	円	
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島		45 円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	竹富島産 西表島産等	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島		kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産 渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島		kg	5 円/kg	円
合 計					円

5. 1. 2 指定流通事業者は、事業の遂行状況を期日までに、市町村に正しく報告する

①確定申告において添付する法定帳簿等(仕訳帳など)への記帳と併行して、

「遂行状況明細書附属書類」

→「令和●年●月分売上報告」

→「令和●年●月分支払運賃報告」

→「支払報告台帳(支払運賃事実を証する書類の写し(請求書、送り状等)を指定物流事業者との取引日付順に綴り整理された書類一式)」を、

取引月ごとに作成する。

②作成した「令和●年●月分支払運賃報告」

及び「支払報告台帳(支払運賃事実を証する書類の写し(請求書、送り状等)を指定物流事業者との取引日付順に綴り整理された書類一式)」に基づき、

「出荷取扱証明」を2通作成し、うち1通は指定物流事業者に提供する。

これを指定物流事業者と取引事実の相互確認を行い、

添付資料として市町村に提出する。

なお、市町村において、

指定物流事業者からも「出荷取扱証明」を受け取り、
「出荷と輸送事実の確認と検査」を行われます。

③上記の手続で確定した取引事実に基づき、

「遂行状況明細書」及び「遂行状況報告書」を作成し、
市町村の指示に従い、期日までに遂行状況報告をします。

※ 市町村に提出する書類のうち、

支払運賃報告台帳以外の電子ファイル(EXCELファイル)を、
市町村の指示に従い提出する。

記入例

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

報告の日付を記載

交付決定通知の記載内容を転記する。
 なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

交付決定 沖農指令第●●号-■
 団体名 ●●共同企業体
 所在地 ●●市●●1-1-1
 代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業遂行状況報告書
 (北部・離島地域振興対策)

令和●年●月●日付け交付決定の通知を受けた農林水産物条件不利性解消事業について同
 事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

- ①4月～6月
- ②7月～9月
- ③10月～12月
- ④1月～2月

記

令和●年●月●日 ~ 令和●年●月●日

事業実施期間

輸送区間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島				
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島			45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島			50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産	kg	11 円/kg	円
		久高島産			
		渡嘉敷島産			
	沖縄本島	座間味島産	kg	5 円/kg	円
		粟国島産			
		渡名喜島産			
合計					円

○遂行状況明細書から転記して作成する。

○該当する対象品目の中で
 (基本単価>実費単価)のときは、
 基本単価の欄に「※」を記載する。

○遂行状況明細書の実績額と一致します。

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分売上報告

取引日	指定品目	販売先	配送先	販売数量(Kg)	売上高(円)												
●	×××																
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>																	
<p>「販売先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場 小売業者 食品製造業者 飲食・ホテル等業者 消費者向け直接販売 		<p>「配送先」</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京 大阪 福岡 沖縄本島 地域内 															
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">伝票番号●●●-■</p> <p style="text-align: center;">納品書兼請求書(控)の例</p> <p style="text-align: right;">請求日令和●年●月●日</p> <p>●●商店様</p> <p>内訳明細</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>×××</td> <td>●●Kg</td> <td>●●●円</td> </tr> <tr> <td>×××</td> <td>●●Kg</td> <td>●●●円</td> </tr> </table> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>小計</td> <td>●●●</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>●●●</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">登録番号 T-××××</p> <p style="text-align: right;">●●共同企業体</p> </div>						×××	●●Kg	●●●円	×××	●●Kg	●●●円	小計	●●●	消費税	●	合計	●●●
×××	●●Kg	●●●円															
×××	●●Kg	●●●円															
小計	●●●																
消費税	●																
合計	●●●																

遂行状況明細書附属書類
令和●年●月分支払運賃報告

取引日	指定物流事業者	指定品目	輸送品目区分	仕向地	輸送方法	輸送重量	報告台帳整理番号
●	■	×				●●	■-01
<p>「輸送品目区分」、「仕向地」及び「輸送方法」は、セル内の項目を選択する。</p>							
<p>「輸送品目区分」</p> <p>青果物 花き 畜産物 鮮魚等 モズク 一次加工品(青果物) 一次加工品(花き) 一次加工品(畜産物) 一次加工品(鮮魚等)</p> <p>※この区分は、北部市町村と離島市町村の地域特産物の種別を同じ視点で整理するために設定した項目です。</p>		<p>「仕向地」</p> <p>東京 大阪 福岡 沖縄本島</p> <p>※北部市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。</p>		<p>「輸送方法」</p> <p>航空 船舶</p>		<p>伝票番号 ●●●-■</p> <p>請求書の例</p> <p>令和●年●月●日</p> <p>●●共同企業体 様</p> <p>内訳明細</p> <p>××× ●●Kg 東京 船舶 ●●●</p> <p>××× ●●Kg 福岡 航空 ●●●</p> <p>.....</p> <p>小計 ●●●</p> <p>消費税 ●</p> <p>合計 ●●●</p> <p>登録番号 T-×××× ■事業者</p>	
<p>【支払運賃報告と支払報告台帳のポイント】</p> <p>①指定物流事業者別に、請求書の日付順に支払報告運賃に必要事項を記載する。</p> <p>②それぞれ請求書の写しに「報告台帳整理番号」を、上の例のように決めて、それを記載する。</p> <p>③「報告台帳整理番号」の決め方として、次の例のように各委託事業者に対してアルファベット順に、略記号を割り振るものとする。 指定物流事業者 ■■(A)、指定物流事業者 ▲▲(B)、指定物流事業者 ■▲(C)</p> <p>(報告例)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表紙</p> <p>●月分</p> <p>■■事業者(A)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-01</p> <p>請求書の写し</p> </div> </div>							

令和●●年●●月分出荷取扱証明

記入例

【農林水産物条件不利性解消事業（北部・離島地域振興対策）】

単位：kg

指定品目	輸送品目区分	仕向地	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
<p>遂行状況明細書附属書類「令和●●年●●月分支払運賃報告」における「輸送品目区分」、「仕向地」、「輸送方法」と同じようにセル内の項目を選択します。</p> <p>作成した遂行状況明細書附属書類「令和●●年●●月分支払運賃報告」に記載した事実を転記する。</p>													
指定品目（県外出荷等）	「輸送品目区分」	「仕向地」	作成した遂行状況明細書附属書類「令和●●年●●月分支払運賃報告」に記載した事実を転記する。										
青果物	青果物	東京	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
花き	花き	大阪	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
鮮魚等	鮮魚等	福岡	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
モズク	モズク	沖縄本島	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
一次加工品（青果物）	一次加工品（青果物）	※北城市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
一次加工品（花き）	一次加工品（花き）	※北城市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
一次加工品（畜産物）	一次加工品（畜産物）	※北城市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
一次加工品（鮮魚等）	一次加工品（鮮魚等）	※北城市町村の生産者は、沖縄本島を選択できません。	作成した遂行状況明細書附属書類の令和●●年●●月分支払運賃報告に記載した指定物流事業者別の日計及び月次の輸送量と一致する。										
小計①													
指定品目以外②													
合計③（⇒①+②）													

「輸送重量の事実証明」に関する取扱事項

→原則として「請求書に記載された輸送重量」を記載すること。なお、「トン」単位ならば、「キログラム」単位に変換すること。

→ただし、「宅急便、ゆうパックなど宅配貨物は、各社が定める定形規格の重量上限」を記載すること。なお、「各社が定める定形規格の重量上限」の一覧表も添付すること。

例えば、発送するマンゴーは1kgであっても、請求額の定形規格の重量上限が5kgであれば、「5kg」として記載すること。なお、定形規格であっても、重量を計測するときは、原則の例による。

委託者は、受託者に対して出荷取扱の証明を依頼するにあたり、下記のとおり自らの責任を表明する。

(1) この証明は、委託者の責任で作成した書面に対し、受託者に当該事実の確認を求めるとする。

(2) この証明に対し、当局から虚偽表示である旨の指摘を受けたときは、委託者が責任を負うものとする。

(3) この証明に対し、受託者より合理的な指摘があるときは、委託者の責任で当局に対して修正の申告等を行うものとする。

受託者は、委託者との取引事実の全体の全体に照らし、不正または誤謬による重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な確認を踏まえ、取引当事者の立場から全体として重大な虚偽表示がないことの意見を表明する。

令和●●年●●月●●日
 輸送委託者（指定流通事業者）
 商号又は名称 ●●●●共同企業体
 代表者 ●●●●代表取締役

令和●●年●●月●●日
 輸送受託者
 ●●●●会社 代表取締役 ●●●●印

5. 1. 3 指定流通事業者は、事業の完了報告を期日までに、市町村に正しく報告する

【実績報告書の作成手順__事業年度内で実績報告をするときは①から②までを確認】

①提出した事業遂行状況報告書の記載内容(令和●年4月から令和■年1月まで)を最終確認し、これに誤りがなければ事業実績明細書に転記する。

②仮に提出済みの事業遂行状況報告書の出荷事実に誤りがあれば、事業実績明細書において朱書き修正をする。

また、この修正に伴い関係書類(遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷取扱証明等)も修正し、修正済み書類一式を市町村に提出する。

③令和■年2月実績は、事業実績明細書に記載し、これを報告する。

また、この事実を確認する関係書類(遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷取扱証明等)は必ず提出する。

④令和■年3月実績は、当月出荷見込みを事業実績明細書に記載し、これを報告する。

⑤その他の作成に必要な事項は、交付決定者の指示に従うものとする。①事業完了の報告は、基本的に遂行状況報告の作業手順と同じように、取引事実を正しく記載し、これを完成する。

記入例

令和●年●月●日

沖縄県知事 殿

交付決定通知の記載内容を転記する。
なお、変更交付決定後は、変更交付決定の番号とする。

指定流通事業者
交付決定 沖農指令第●●号-■
団体名 ●●共同企業体
所在地 ●●市●●1-1-1
代表者名 ●● ●●

農林水産物流通条件不利性解消事業実績報告書
(北部・離島地域振興対策)

令和●年●月●日付け沖縄県指令農第●号で交付決定の通知を受けた農林水産物条件不利性解消事業について、同事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の実施期間 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日
- 2 事業の実績 別紙のとおり
- 3 交付決定の額及びその実績額
 - (1) 交付決定額 金 ●●●, ●●● 円
 - (2) 実績額 金 ●●●, ●●● 円
 - (3) 差引 金 ●●●, ●●● 円
- 4 添付書類 別紙のとおり

農林水産物条件不利性解消事業（北部・離島地域振興対策）

事業の実績

1 事業実施期間

令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

2 事業実績

輸送区間		対象区分	輸送重量	基本額	小計
発地	着地				
沖縄本島	県外	青果物	kg	37 円/kg	円
		花き	kg	33 円/kg	円
		畜産物	kg	5 円/kg	円
		鮮魚等	kg	50 円/kg	円
		モズク	kg	5 円/kg	円
宮古島	県外	宮古島産	kg	65 円/kg	円
	沖縄本島		kg	30 円/kg	円
石垣島	県外	石垣島産	kg	72 円/kg	円
	沖縄本島		kg	40 円/kg	円
久米島	県外	久米島産	kg	25 円/kg	円
	沖縄本島				
南大東島又は 北大東島	県外	大東島産			
	沖縄本島				
伊江島	県外	伊江島産			
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊平屋島	県外	伊平屋島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
伊是名島	県外	伊是名島産	kg	10 円/kg	円
	沖縄本島			5 円/kg	円
多良間島	県外	多良間島産	kg	82 円/kg	円
	沖縄本島			45 円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	竹富島産	kg	85 円/kg	円
	沖縄本島	西表島産等	kg	45 円/kg	円
与那国島	県外	与那国島産	kg	98 円/kg	円
	沖縄本島		kg	50 円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	津堅島産 久高島産	kg	11 円/kg	円
	沖縄本島	渡嘉敷島産 座間味島産 粟国島産 渡名喜島産	kg	5 円/kg	円
合 計					円

○実績報告明細書から転記して作成する。

○該当する対象品目の中で
(基本単価>実費単価)のときは、
基本単価の欄に「※」を記載する。

実績報告明細書の実績額と一致します。

5. 1. 4 指定流通事業者は、再確定の処理を期日までに、市町村に正しく報告する

【再確定手続について】

上記5の事業完了の報告をした者は、翌事業年度の4月20日(土日・祝祭日を除く。)もしくは市町村が指示する期限までに、令和■年3月実績の再確定のための関係書類一式を提出しなければならない。

(関係書類一式)

○令和■年3月に提出した事業実績報告書及び同明細書のうち「3月分」を確定事実に修正した同報告書を改めて作成し、これを提出する。

○「確定した3月分」の(遂行状況明細書附属書類、支払運賃報告台帳、出荷取扱証明等)を作成し、これを提出する。

5. 2 その他の市町村特例に関する協議について

【附則第3__指定物流事業者制度の特例】

→本則に基づき指定物流事業者の選定手続を実施したが、公募に参加する事業者がなく、さらに指名できる物流事業者もないときは、速やかに県と協議しなければならない。

【附則第4、5__生産振興計画登録基準の特例】

→附則に定める事項以外で、地域の特殊実情に照らして、なお特例を認める必要がある事項については、県と協議をすることができる。

【附則第9__指定流通事業者の指定に関する地域特例】

→要領第4の基準にかかわらず、県との協議により地域特例が適用できる。

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長 印

北部・離島地域振興対策実施要領第4に基づく協議について(通知)

標記について、下記の事業者を指定流通事業者に指定したいので協議します。

記

1. 指定を検討している地域の事業者

(1) 事業者名及び代表者名

〇〇〇 代表〇〇 〇〇

(2) 要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)に関する適格性

当該事業者は、要綱別表第8の(2)の○に該当します。

2. 指定を検討している特定地域特産物に関する事項

(1) 特定地域特産物の区分

水産物

(2) 出荷規模の基準に関する適合性

当該事業者は、沖縄県が実施した農林水産物流通条件不利性解消事業補助金交付要綱第7条により交付決定を受けた令和3年度事業者であり、かつ、その県外出荷実績は要領第4の(1)のイを充たしております。

3. 指定の必要性に関する事項

1. 本市町村は、平成24年度から令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金交付要綱に基づき、農林水産物の輸送費補助に関する市町村事業を実施してきたが、令和4年度より県が実施する北部・離島地域振興対策に、市町村事業が統合されたため、「当該事業者が、これまで構築してきた沖縄本島まで共同出荷体制」を継続することが困難となっていること。

2. 当該事業者は、県の政策目的である「地域共同出荷体制」を、すでに実現していること。また、北部・離島地域振興対策の想定事業者である「小規模出荷者」に該当しないこと。さらに、競争条件不利性改善対策で想定する広域的な県外出荷事業者に適用する要綱別表第5(出荷規模の基準)も達成し、地域の農林水産業の振興を担う中核的な事業者であること。

3. 以上を踏まえ、本市町村が北部・離島地域振興対策実施する「指定物流事業者制度による出荷コスト負担軽減事業」とは別に、「特定地域特産物に関する地域共同出荷体制を担う公益的な事業者」として当該事業者を指定し、引き続き本市町村と協働して地域の農林水産業の振興を図る必要があること。

沖縄県知事 殿

〇〇市町村長 印

北部・離島地域振興対策実施要領に基づく協議について(通知)

標記について、下記のとおり附則第3に関する事項について協議します。

記

1. 協議事項

2. 協議事項に関する必要性

1. 本市町村は、平成 24 年度から令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金交付要綱に基づき、農林水産物の輸送費補助に関する市町村事業を実施してきたが、令和4年度より県が実施する北部・離島地域振興対策に、市町村事業が統合されたため、「当該事業者が、これまで構築してきた沖縄本島まで共同出荷体制」を継続することが困難となっていること。
2. 当該事業者は、県の政策目的である「地域共同出荷体制」を、すで実現していること。また、北部・離島地域振興対策の想定事業者である「小規模出荷者」に該当しないこと。さらに、競争条件不利性改善対策で想定する広域的な県外出荷事業者に適用する要綱別表第5(出荷規模の基準)も達成し、地域の農林水産業の振興を担う中核的な事業者であること。
3. 以上を踏まえ、本市町村が北部・離島地域振興対策実施する「指定物流事業者制度による出荷コスト負担軽減事業」とは別に、「特定地域特産物に関する地域共同出荷体制を担う公益的な事業者」として当該事業者を指定し、引き続き本市町村と協働して地域の農林水産業の振興を図る必要があること。

北部・離島地域振興対策実施要領

第1 趣旨

農林水産物条件不利性解消事業補助金要綱(令和4年4月1日付農流第48号 以下「要綱」という。)第3条第1項第2号の北部・離島地域振興対策の実施については、要綱の定めるところによるほか、本要領の定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

本事業は、北部・離島地域における基幹産業である農林水産業の持続的な維持増進を図るため、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1. 事業の概要

- (1) 知事は、北部市町村及び離島市町村(以下「市町村」という。)が定める地域特産物の県内外への出荷コストの負担軽減(北部市町村については、県外への出荷のみとする。以下「域外出荷」という。)を図るため、地域振興計画を策定した市町村に対し、予算の範囲内で所要額を補助する(以下「本事業」という。)
- (2) 市町村は、本事業による交付の決定を受けて、生産振興計画に登録された事業者(以下「受益者」という。)の地域特産物の域外出荷コストの負担軽減を図るため、指定物流事業者(以下「補助事業者」という。)に対して予算の範囲内で所要額を補助する(以下「市町村事業」という。)
- (3) 補助事業者は、市町村事業による交付の決定を受けて、受益者に請求する取引額(以下「請求額」という。)に対し、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に照らし、適切な方法により必要な割引処理(値引き又は割戻し等)を図るものとする。ただし、当該処理は、補助事業者が受益者との取引条件により形成される商取引上の請求する額の範囲内で、本事業の定め に反しない限り、合理的な経営判断に基づき、補助事業者において決定されるものとする。

2. 要綱別表第2の交付率に関する事項

- (1) 離島市町村に適用される基本額は、旧要綱に基づく補助事業の実績(域外出荷される品目及び輸送方法別の域外出荷量)等に照らし、出荷特性に応じた基本額を設定する。また、持続可能な離島・本島間の地域物流ネットワークの構築に向けて地域共同出荷の取組を推進する観点から、品目別ではなく地域単価方式によるものとする。
- (2) 本事業の補助額は、要綱別表第6の例によるものとする。
- (3) 補助金の算定根拠となる請求額は、受益者別に整理された額を集計した額とする。
- (4) 補助金の算定根拠となる輸送実績の数量は、補助事業者と受益者において相互確認が完了した書面(以下「出荷取扱証明」という。)に記載された重量とする。ただし、出荷取扱証明の作成は受益者が行い、補助事業者は自らの輸送実績等と重大な虚偽や誤謬がないことを確認する。

第3 市町村事業に関する実施基準

1. 生産振興計画に関する事項

- (1) 市町村は、要綱別表第8に基づき受益者を特定するため、生産振興計画を作成する。

(2) 受益者の登録基準は、要綱別表第8のほか、次に掲げるものとする。

食品加工事業者は、市町村内において産出された農林水産物を加工し、飲食料品の原料又は材料として販売する者であり、かつ、当該市町村内に生産設備等(課税台帳に当該資産が登録されていること)を有している者であり、直近1年間に確定申告等を行っていること。ただし、市町村民税の滞納の事実が確認されたときは、適格性がないものとする。

(3) 市町村は、受益者を特定する手続(以下「生産振興計画登録申請手続」という。)に関し、庁内の関係機関(農業委員会、市町村税務当局等)と連携して、当該申請内容に関する適格性の審査を行うものとする。ただし、登録申請の期間は、市町村が別に定めるものとし、天災地変その他登録申請者の責に帰すべき事情がない限り、その指定した期限を過ぎたときは受理しないものとする。

(4) 市町村は、受益者に対し、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告を、次に定める期限まで提出させるものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の報告は、8月20日までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の報告は、10月20日までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の報告は、2月10日までとする。

エ 1月から3月までの報告は、3月10日までとする。

(5) 市町村は、受益者より取下げの意向があるときは、要綱第7条の例により処理を行い、速やかに当該事実を補助事業者に対し、通知しなければならない。

2. 補助事業者となる指定物流事業者に関する事項

(1) 市町村は、知事が別に定める手続により物流事業者を選定し、この事業者に対して要綱の例により補助金の交付を決定する。

(2) 選定事業者は交付申請にあたり、次の掲げる書類を添付しなければならない。

ア 第2種貨物利用運送事業者であることを証する書類

イ 納税証明(国税、県民税、市町村民税)及び青色申告事業者であることを証する書類

ウ 印鑑登録証明

エ 法人登記事項全部証明書

オ 消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類(令和5年度より適用)

カ 直近の税務申告書(法人事業概況説明書)の写し

ク 補助事業者履行義務誓約書

ケ 暴力団排除に関する誓約書

(2)の2 選定事業者のうち共同企業体方式のときは、当該協定書のほか、それぞれの構成員ごとに関係書類を添付しなければならない。ただし、消費税適格請求書発行事業者であることを証する書類については、消費税法に基づき税務署長に提出され、適正に受理されたと確認できる「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」の写し(受理が確認されるもの)とする。

(3) 市町村は、選定事業者より交付の申請があったときは、当該申請書にかかる書類等を審査し、適正と認めるときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知する(以下「補助事業者」という。)。ただし、市町村は補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、交付の申請に対して条件を附して交付の決定をすることができる。

(4) 市町村は、補助事業者に対し、事業遂行状況及び事業実績の報告を、次に定める期限まで提出させるものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の報告は、8月20日までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の報告は、10月20日までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の報告は、2月10日までとする。

エ 1月から3月までの報告は、3月10日までとする。

(5) 市町村は、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告を審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付する額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。また、この通知による補助事業者の請求に対して、次に定める期限まで支払うものとする。ただし、市町村が別に指示するときは、この限りでない。

ア 4月から6月までの第1四半期の交付額の支払いは、9月までとする。

イ 7月から9月までの第2四半期の交付額の支払いは、11月までとする。

ウ 10月から12月までの第3四半期の交付額の支払いは、2月までとする。

エ 1月から3月までの交付額の支払いは、3月31日までとする。

第4 要綱別表第2の事業実施主体の特例(市町村特例)

(1) 市町村は、次の要件を充たす者を地域特産物流通事業者として指定することができる(以下「指定流通事業者」という。)。ただし、当該指定にあたっては、あらかじめ知事と協議しなければならない。

ア 要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)に定める事業者であること。

イ 該当する事業年度の前年度出荷実績が、要綱別表第5(出荷規模の基準)の令和6年度基準を充たしている事業者であること。なお、令和6年度基準のうち鮮魚等とモズクは分別することなく、水産物としての合計量750トン以上とする。ただし、令和6年度の事業年度以降は、令和7年度基準を準用し、従前の例により適格性を審査する。

(2) 指定流通事業者は、市町村が指示する特定地域特産物に係る域外出荷に関して、地域の生産者と緊密に連携し、一般に公正妥当と認められる取引条件に基づき地域共同出荷を図らなければならない。

(3) 特定地域特産物は、市町村が要綱別表第1の対象区分の中から指定することができる。ただし、対象区分のうち鮮魚等とモズクは水産物として1つの指定とみなすものとする。また、指定の方法は、市町村が定める公示の例による。

(4) 前号までの手続を完了したときは、地域振興計画及び生産振興計画の手続きを完了したものとみなす。

(5) 指定流通事業者は、知事に交付申請をすることができる。ただし、要綱第5条の申請は、市町村の第一次審査を経て、知事に進達されなければならない。また、事業遂行状況の報告及び事業実績の報告についても、市町村の第一次審査を経て進達される書類を、知事は要綱第12条及び第13条に基づき処理する。

(6) 指定流通事業者の報告義務は、第3の1の(4)で定める受益者の報告義務と同じ取扱とする。ただし、知事又は市町村の指示があるときは、この限りでない。

(7) 指定流通事業者は、地域共同出荷を担う公益的な役割があることを十分認識し、市町村と緊密に連携するとともに、地域の生産者から信頼される存在でなければならない。なお、市町村は、指定流通事業者の行動や態様が公益的な見地から看過できないものと認定したときは、指定を取り消すことができるものとする。

(8) 指定流通事業者に対する予算配分により、市町村に対する予算配分が影響を受けまいよう十分配慮する。

(9) 指定流通事業者のその他の必要な定めは、別に定めるものとする。

第5 その他の執行上の取扱

本事業は、要綱及び本要領の定めによるほか、適正かつ円滑な執行を図るため、その他の必要な事項を別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 市町村は、令和4年度の指定物流事業者を、市町村が定める公示の例により、令和6年度事業まで指定を延長することができる。ただし、次に掲げる事項に該当するときは、この限りでない。
 - (1) 補助事業者履行義務誓約書に反する行為のうち、必要な是正指導等を行っても適正な状態に回復することが期待できないと公益的な見地から判断されるとき。
 - (2) 暴力団排除に関する誓約書に反する行為をしたとき。
 - (3) 受益者との信頼関係が失われたと公益的な見地から認定できる行為があるとき。
- 3 市町村は、知事が別に定める手続により物流事業者を選定できなかったときは、知事と協議し、物流事業者を指名することができる(以下「指名物流事業者」という。)。ただし、地域の特殊事情により、なお指名物流事業者が存在しないときは、知事と別途協議しなければならない。
- 4 市町村は、要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)により受益者を特定するとき、他の市町村に住所地を有する者であっても、当該地域において法令に反しない限り、継続・反復して生産活動に従事している者と客観的に認定できる限り、要綱に基づき適正に取り扱うものとする。ただし、地域の生産者から疑義が呈されたときは、農業委員会その他の関係機関と協議して、関係法令に照らして、必要かつ一般的に妥当な措置を講じることができるものとする。
- 5 市町村は、要綱別表第8(生産振興計画の登録基準)で定める事業所得にかかる販売額の基準に関して、新規就業者その他受益者となり得る者の生産計画の事由により、当該基準を充たさないときは、地域の関係者からの聞き取り等により、本事業の目的に反しない限り、特例的に処理することができるものとする。
- 6 市町村と指定流通事業者の要綱第5条の交付申請に関する取扱は、次のとおりとする。
 - (1) 市町村は、令和4年度に限り、事業実施期間を「令和4年9月1日又は10月1日から令和5年3月31日まで」とする。なお、ここで定める始期としないときは、知事と別途協議しなければならない。
 - (2) 指定流通事業者は、事業実施期間を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」とし、令和5年度以降についても、要綱別表第2の事業実施期間に定める補助事業者(北部・離島市町村)の例による。
- 7 指定流通事業者の取扱に関しては、北部・離島地域振興対策の趣旨・目的に反しない限り、競争条件不利性改善対策に関する取扱の例を参酌し、適正かつ円滑にこれを運用する。
- 8 指定流通事業者は、特定地域特産物に関する地域共同出荷を担う公益的な役割を担う者であるため、市町村は、指定にあたり地域内に複数の類似の生産者の組織又は団体があるときは、生産者組織等の連携(物流委託、販売委託など)を促すとともに、地域の実情を十分に斟酌した上で共同企業体方式の例により、地域共同出荷組織体の組成に関する助言等を行うものとする。なお、これにより地域共同出荷組織体が組成されたときは、これを指定流通事業者とすることができる。また、隣接する市町村間、又は経済圏を同じくする市町村間の協議により、同一の経済圏における特定地域特産物を担う指定流通事業者を市町村が共同して指定することができる。ただし、競争条件不利性改善対策の補助事業者を指定することはできないものとする。
- 9 令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金交付要綱に基づき農林水産物の輸送費補助に関する市町村事業を実施してきた離島市町村のうち、指定しようとする地域の事業者に関して本要領第4の(1)のイの基準に該当しないとき、地域の特殊事情に照らし、なお市町村特例を実施する必要性があると当該市町村が判断したときは、知事と協議しなければならない。
- 10 前項までのほか、市町村が地域の実情にかんがみ、公益的な見地から特別の配慮が必要なときは、速やかに知事と協議をしなければならない。なお、知事がこれに同意したときは、市町村が定める公示の例により、速やかに関係者に対し、市町村が定める特例措置の制定理由、内容及び適用期間等の必要な事項を周知しなければならない。

様式一覧

番号	様式名	摘要
要領別記第1号様式	交付申請書	指定物流事業者関係
要領別記第2号様式	遂行状況報告書	指定物流事業者関係
要領別記第3号様式	実績報告書	指定物流事業者関係
要領別記第4号様式	事業実績確認書	指定物流事業者関係
要領別記第5号様式	登録申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第6号様式	遂行状況報告書	生産振興計画登録関係
要領別記第7号様式	実績報告書	生産振興計画登録関係
要領別記第8号様式	取下申請書	指定物流事業者関係
要領別記第9号様式	変更承認申請書	指定物流事業者関係
要領別記第10号様式	中止(廃止)	指定物流事業者関係
要領別記第11号様式	概算払請求書	指定物流事業者関係
要領別記第12号様式	精算払請求書	指定物流事業者関係
要領別記第13号様式	取下申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第14号様式	変更承認申請書	生産振興計画登録関係
要領別記第15号様式	中止(廃止)	生産振興計画登録関係
別紙様式第1号	事業実施提案書の提出届	指定物流事業者関係
別紙様式第2号	指定物流事業者履行義務誓約書	指定物流事業者関係
別紙様式第3号	登録事業者履行義務誓約書	生産振興計画登録関係
別紙様式第4号	暴力団排除に関する誓約書	共通
別紙様式第5号	指定物流事業者遂行状況明細書	指定物流事業者関係
別紙様式第6号	出荷取扱証明	共通

番号	様式名	摘要
要領別記第 16 号様式	協議書	指定流通事業者関係
要領別記第 17 号様式	交付申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 18 号様式	遂行状況報告書	指定流通事業者関係
要領別記第 19 号様式	実績報告書	指定流通事業者関係
要領別記第 20 号様式	取下申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 21 号様式	変更承認申請書	指定流通事業者関係
要領別記第 22 号様式	中止(廃止)	指定流通事業者関係
要領別記第 23 号様式	概算払請求書	指定流通事業者関係
要領別記第 24 号様式	精算払請求書	指定流通事業者関係